

行方市告示第151号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のとおり定める。

令和6年12月24日

行方市長 鈴木 周 也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(行方市社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱の一部改正)

第1条 行方市社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱(平成20年行方市告示第89号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(行方市住宅支援給付事業実施要領の一部改正)

第2条 行方市住宅支援給付事業実施要領(平成26年行方市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第9号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第1号、様式第16号、様式第17号及び様式第18号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

(行方市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱の一部改正)

第3条 行方市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱(平成28年行方市告示第99号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(行方市東日本大震災被害者に対する国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の一部改正)

第4条 行方市東日本大震災被害者に対する国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱(令和5年行方市告示第81号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によるこ

ととされ,なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については,無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と,有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と,拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。